

脱施設化と家族

——相模原障害者施設殺傷事件のその後をめぐって——

金沢大学 高橋涼子

1. 目的

2006年に採択された国連障害者権利条約では、第19条で障害のある人の地域生活への包摂が掲げられている。日本は2014年に批准したが、施設収容から地域生活支援への転換には遅れが指摘される。2016年7月に発生した相模原市の障害者施設津久井やまゆり園での元職員による入所者殺傷事件（以下「事件」）は、この課題を改めて浮き彫りにした。この報告の目的は、重度障害者施設の脱施設化と障害のある本人の地域生活への移行をめぐって、その家族が抱える葛藤に焦点をあて、問題の所在と解決の方向性を明らかにすることである。

2. 方法

データとして神奈川県 HP で公開されている神奈川県障害者施策審議会の関連回およびその下に設置された「津久井やまゆり園再生基本構想策定に関する部会」（以下、「部会」）全12回分の審議結果（会議記録）を用い、議論の流れと、施設から地域生活への移行という理念に対する入所者家族の戸惑いと反論に着目して文脈の分析を行う。

3. 結果

神奈川県は事件後の早い段階で、津久井やまゆり園（以下、「園」）の現地での同規模での建て替えの方針を表明したが、障害者団体や障害者福祉の専門家などから相次ぐ反対を受けて、「部会」を設置し方針の検討を委ねた。「部会」全12回の記録の分析から、以下の点が明らかになった。

第6回の部会までは、生活の場に関する入所者本人の意向確認と意思決定支援を丁寧に行い、これまでの場所と規模の入所施設ではなく市街地での小規模のグループホームでの生活に移行する、という基本方針が確認され具体的検討が進められた。しかし第7・8回に行われた入所者家族等からのヒアリングでは、この基本方針に対する懸念や反論が噴出した。特に、元の場所での同規模での再建を強く求める入所者家族の主張の根拠は、園は、受け入れ場所をさがして苦労した家族にとってやっと安心できたよい場所であり、大規模施設としてメリットもあった、本人の意思と地域移行は結びつかないし部外者が介入すべきでない、というものであった。こうした意見を受けた部会では、家族も本人とのコミュニケーションに苦労してきており意思決定支援の方法について情報もない中で不安をもつこと、また、本人が地域に戻ってきた場合に家族が再びケアに専念しなければならないという懸念をもつこと、が指摘され、部会の最終報告書では、グループホームなどを利用する地域移行の重要性を述べる一方、それを強いられないこと、家族への復帰を前提としていないことが記された。

4. 結論

家族が本人の地域生活移行に戸惑い反発する背景には、福祉サービスの慢性的不足、特に personal assistance のような障害のある個々人の日常生活上のニーズを支える体制が脆弱で、家族が日常的なケア責任を負わなくてもよい地域生活のイメージを描けない、という現状がある。地域での障害者差別とケア責任の結果、家族も地域に包摂されることが困難になる。脱施設化に向けては、家族をケア責任から解放する具体的な地域生活支援の情報を本人、家族や地域に提供しながら、社会資源を整備することが必要である。

資料：神奈川県障害者施策審議会「津久井やまゆり園再生基本構想策定に関する部会」審議結果（第1回～12回）
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f286>（2019.6.19 アクセス確認）